



Title	ウィッグの衰退と終焉（1）
Author(s)	小川, 晃一
Citation	北大法学論集, 43(4), 39-86
Issue Date	1992-12-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15485
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(4)_p39-86.pdf



ウィットグの衰退と終焉（一）

小川 晃 一

目 次

- 一 一九世紀中葉のウィットグ
 - 二 第二次選挙法改正
 - 三 自由党の精神的支柱と教会・教育政策
 - 四 自由党内政治
- （以上本号）

一九世紀の五〇、六〇年代イギリスは無類の繁栄の時期を迎えた。それは《空腹の四〇年代》や大陸諸国とも著しい対照をなした。大陸では革命の年であった一八四八年が、イギリスではチャーチズムの死滅の年でしかなく、フランス

ではルイ・ナポレオンがクーデタを起した一八五一年が、イギリスでは大英博覧会の年であつたことは象徴的である。当代のイギリス人は競つて時代が安定し繁栄していることを誇り、満足にみたされた。国富は大きな増加を示し、物質的繁栄は他国を圧した。穀物法廃止によつて懸念された農業も、クリミア戦争後の二〇年間ほど（イギリス農業の黄金時代）を迎える。有名なバーンの言葉を用いれば、六〇年代初めは「均衡の時代」であり、進歩の時代、物質的、道德的、知的進歩の達成が賞賛と羨望の念に満ちた《世界への貢献》の時期であつた。これを生み出した強大な発条が中産階級やデイセンターの勤勉でありエトスであつたことはいうまでもないが、この発条をコントロールし、自由主義体制の形成にリーダーシップを発揮したのは、自由主義的トリーであり、ウイッグであり、ピール派であり、またそれら党派の基盤をなすアリストクラシー（貴族とジェントリ）であつた。彼らは資本主義と自由主義の発展において起る様々な問題に対し、政治的決定の主体として対処し、その解決を主導したのである。このことは別の機会に詳しく論じた。¹⁾本稿は、一九世紀半ば過ぎの繁栄の中で、彼らがどのような位置を占めるようになるか、そして自由党の形成がこれとどのような関係をもつか、特にウイッグの衰退とのその関係いかにをみようとするものである。前に論じた事の続編といつてよいものである。

選挙法改正直後の総選挙でトリーは大敗した。しかしウイッグの進めた諸改革において惹起された危機意識は、反動のバネとして働き、農村と小都市においてトリーを復活させた。四一年総選挙はその端的な現れであつた。ところがピールのトリー保守党政権の施策、特に穀物法廃止は党を分裂させ、ピール派がそこから別れてしまう。保守党は政権担当能力・経験をもつ者がいなくなり、《将校なき軍隊」となつた。保守党は以後も幾度か政権につくが——一八七四年のディズレリ内閣の成立までは——何れも少数《暫定》内閣であつたにすぎない。が他方、ウイッグがその間圧倒的に優位する位置に立つたともいえない。大都市では産業的中産階級や、それと多分に重なる部分のあるノンコン

フオーミストの力が強くなり、彼らがウィッグ・アリストクラシー（彼らがウィッグ内の有力者である）のリーダーシップに必ずしも服しなくなるからである。彼らはますますいく多の急進主義者にひかれるようになり、ここに、ウィッグと急進主義者の競合が生ずる⁽²⁾。自由党の形成とは、こうして競合するウィッグと急進主義者の同盟の形成に外ならない。都市民や急進主義者がウィッグと競合しながらも同盟せざるをえなかつたのは、急進主義者に政権を担当するだけの能力と経験をもつ者がおらず、またウィッグには伝統的政治指導層の重みがあつたからである。またそもそも急進主義者は一つの集団（党）をなしておらず、それぞれの争点で立場を同じくする人々の集まりの総称、複数の争点集団（以前の反穀物同盟はその典型で最も強力なもの）の総称にすぎず、互にバラバラであつた⁽³⁾。自由党とは、ウィッグと各急進派との連合を中核にし、これにピール派、またはしばしばアイルランド派（またスコットランドやウエールズの自由主義者も多かれ少なかれ民族主義的な独立感情をもつていた）が連合した連合勢力である。やがてピール派からきたグラドストーンがこれらをまとめ、リーダーシップをとるようになる。その間彼とウィッグとの確執（《アダラマイトの反乱》は端的な現れ）もある。

一

イギリス自由主義体制の形成にリーダーシップをとつたのは、自由主義的アリストクラシーやその政治家・議員であつた。一九世紀中葉以降の繁栄と均衡の社会の中で、では、アリストクラシーは政治家や議員としてどのような位置を占めるであろうか。一八三二年政治通のある人達は、選挙法改革の結果、恐るべき政治的破局がくるであろうとみた。王権の解体、国教会の崩壊、上院の消滅、私有財産制の不安定化である。果してそうなつたであろうか。イギリス政治

を統率し、安定させてきたアリストクラシーはその指導的地位を失ったであらうか。政治家たちは、中産階級や労働階級（うち百万人ほどが選挙権を与えられた）に向い、丁ちような言葉使用で応待するのでなければ、彼らの票をうることはできず、議員が有権者に不作法な態度をとるなどは考えられなくなつた。では、こうしたことから、アリストクラシーや、その政治家や議員の権威が消滅してしまつたといえるであらうか。否、である。

アリストクラシーは、まず、中央政界で極めて有力であつた。このことは、閣僚となつた者に彼らがいかに多いかを見ればわかる。クリステイはいう。⁽⁴⁾

グレイ卿の選挙法改革内閣から、一八七四年のデイズレリ内閣まで、内閣は全部、あるいは殆ど全部アリストクラティックであつた。閣僚になるのに貴族である必要はないということで、一八世紀との相違はあるが、《家柄とコネクション》は殆ど不可欠であつた。

グレイ内閣の閣僚が殆ど全部貴族であつたということはよく言われる。⁽⁵⁾メルボーン内閣も殆ど全部アリストクラットであつた。ピールも「高い家柄とコネクションを、他の資質の代替とすると古くからのアリストクラティックな原則を続けた。」（グレヴィル）。一八四六年のラッセル内閣もそうで、「大臣席にはアリストクラシーが君臨している」（ブライト）のであつた。またアバディーンの連合政権については、グラドストーン自身「この内閣ほどアリストクラシーにより構成された内閣はない。閣僚一五人中私一人が別だ」といつている。パーマーストン内閣ではアリストクラシー性が若干薄まつたにすぎない。ダービー保守党内閣もそうである。当時コブデンは「私の経験上、現在ほど上層階級が社会的政治的に高い位置を占めたことはない。中産階級はそのおほれに満足している」といつている。

一八六八年のグラドストーン内閣になつて始めて、中産階級の者が進出する。R・ロウ、J・ブライト、ゴッシェン、

後に加わるW・E・フォースターとスタンフェルドがそうである。が、グラドストーン自身、「進歩的とラベルをはられている人たちよりも、ウィック貴族の方に気の合う同僚を見出した」といつている(モーレイ)。リボン、キンバレ、アーガイル、クラレンドン、グランヴィル、ハーティントンたちは貴族の一門に属した。一八七四年のデイズレリ内閣では、首相と外二名以外はすべてアリストクラティックである。

三二年選挙法改正以後もアリストクラシーが政治的に極めて有力であったことは、議員の出身をみてもわかる。上院は世襲貴族の牙城であったし、下院も旧支配層の《おしませ》であった。例えば一八六五年総選挙後召集された議会(下院)をみると、次のごとくである。

貴族及びその長男、 三七名

貴族の息子(長男以外)及び孫、 七九名

準男爵、 七一名

準男爵の長男(一一名)、息子、孫、 三八名

その他貴族と縁戚関係の平民 一〇〇名

貴族と準貴族の一門の者は合せて二二五名であるという。これに、婚姻や血族の関係で貴族や準貴族と関係する者を含めると、少なくとも三二六名で、下院の約半数となる。政党別で見ると、保守党一七〇名、自由党一五〇名で、ほぼ同数である。一八五九年に召集された下院議員では、三一家族が一〇名の議員を出していた。貴族や準貴族以外にジュエントリ層を加えると、広い意味でのアリストクラシーの者は圧倒的に多くなる。

トロロップは『自伝』の中でこういう。

私がいいたいのは、教養あるイギリス人であれば誰もが議員になることを…(こう考えて)目ざすべきだということである。

議會内の人間は議會外の人間よりもより高い地位に達したということであり、報酬なくして国に仕えることは人間のなしうる最も偉大な仕事であるということであり、あらゆる学問のうち、政治の研究は自分を同胞のために最も役立つような存在にするということであり……。

G・M・トレヴェリアンは著書『ジョン・ブライトの生涯』の中で、「下院はウォルポールの時代におけると同様、当時も国の心臓部をな」し、この心臓部でアリストクラシーは非常に重きをなすといひ、ブライトの言葉を引用している。ブライトは一八六六年こういう。^⑤

中産階級が権力を握っていることほど大きな誤りはない。真相はこうだ。労働者は殆ど全般に亘り；政治権力からしめ出されている。また中産階級は、外観は権力を握っているように見えるが、真実ではない。；中産階級は投票権は持つが、その投票権は不公平な配分によって効果のないものとされ、；投票者は、より一層の自由のために戦いえないし、彼らの祖先が獲得したものを守りえないでいる。

下院におけるアリストクラシーの大きな比重は、議席配分上の有利さにもよろうが、問題はこの有利な配分を可能にしている彼らの権威、及びそれをもたらしているその歴史的背景であろう。一九世紀中葉の繁栄の中で、人口や富の地方的配分で大きな変動があった。ミッドランドや北部の産業地帯の比重が大きくなる。にもかかわらず、議席の配分は三二年の改革以来変えられなかった（三二年の改革自体、スチュアート時代以来の南部、西部への偏重が維持された）。南部や西部には、小さいバラでありながら、議席のあるバラが数多く存在していた。そうした小さいバラは選挙地理上非常に重みをもっている。一八六六年イングランドとウェールズには、小さいバラといえるものの有権者数は二五万二九一人で、全有権者の五分の一ほどであったが、ここから三二八名、約半数の下院議員が選ばれていた。これを、有権者数合計がこれをやや上まわる一五の最大のバラから選出される議員三二名（二〇分の一）と比べると、議席の偏在と不平等は歴然としている。小さいバラではアリストクラシーのインフレンスが存続しており、彼らは選挙制度上非常に

有利であつたわけである。

ただ注意しなければならぬのは、こうした小さいバラにおいても、住民はかなり独立的であり、パトロンによつて《独裁的》に命ぜられた通りに行動することが一層少なくなつたということである。選挙においても、人々はパトロンの指示通りには動かなくなつた。パトロンの指示通りに動くとしても、それは、パトロンが不断に有権者に接し、彼らの面倒をよくみている場合だけである(後述)。ある著者は一九世紀半ばにおいてはも早パトロンが《独裁的》に振舞う指名選挙区というものはなくなり、《閉鎖的》な選挙区を区別するいくつかの概念——《指名選挙区》とか《閉鎖的選挙区》とか《家族選挙区》とか——の分類はあまり有用ではなくなつたとしている。⁽¹⁰⁾「ミッドハーストやウッドストック(人口がそれぞれ一六一五人、一一三三人)のように、極端に小さいバラを除けば、地主の把握力は緩み、有権者が富裕なリーダーを見つければ、彼らは簡単にパトロンを変えてしまふ⁽¹¹⁾」しまつてあつた。

それでも、アリストクラシーは小さいバラではかなりのインフレンスをもつていた。ガッシュ教授によれば、一八四七年選挙で、指名選挙区と数えうるものは、イングランドとウエールズで、四二選挙区あり、五九名の議員がそこから選ばれてゐたという。一八六五年——第二次選挙法改正前——の総選挙において、ドッドによれば、⁽¹²⁾四五のバラは、一つのアリストクラシー各一門だけで左右しえ、八つのバラは、二つのアリストクラシー一門がインフレンスを分ち合うバラであつた。一八六七年においては、クラクロフトによれば、⁽¹³⁾三九六名のバラ選出議員中二四六名は、まずもつて大土地所有者の家族として選ばれ、残り一五〇名中、製造業者といえる議員は三一名にすぎない。州選出の議員はいうまでもなく、アリストクラシーの者が多く、二六二名中、一〇名なにかしの者を除き、すべてそうである。

第二次選挙法改革後はじめての選挙である一八六八年の選挙では、指名バラ選挙区は全体で四六、そうみてよいかどうか疑問の余地あるもの七で、合計すれば五四である。このうち大きなバラは六つあり、残りの三七、ないし四三が小

1847年の指名バラ選挙区及び家族バラ選挙区

(イングランドとウエールズのみ)

	バラ	議員
指名バラ選挙区	42	59名
疑問の余地ある 指名バラ選挙区	10	14名
家族バラ選挙区	11	11名
	63	84名

N.Gash, *Politics in the Age of Peel*, pp. 438-9.

1868年の指名バラ選挙区

イングランド	39	(4)
ウエールズ	1	(1)
スコットランド	1	(1)
アイルランド	5	(1)
	46	(7)

カッコ内は疑問の余地あるもの

Hanham, *Elections and Party Management*, p. 45.

さいバラである。小さいバラではアリストクラシーのインフレンスが維持されているのである。

一八三二年の選挙法改革は従来の選挙制度を大きく変えたし、産業の発達は選挙区や有権者の性格を変えつつある。改革運動のために各地に組織化された運動が起ったし、既にあった組織はそのために一層活発に動くようになった。改革後はとりわけ有権者獲得のため、登録を促進する政党活動が当初はトリーで、次いでこれに対応するためにウィッグ—自由党でも行われるようになった。これらの党活動を指導するための中央の組織も発展する。トリーでは、チャ

ールズ街にでき(《チャールズ街ギャンク》)、一八三二年にはこれがカールトン・クラブとなって党の中央本部として動くようになった。ウィッグもこれに対抗し一八三六年改革クラブを創った。とはいえ、こうした変化は従来の在り方を根本から変えるものではなかった。地方での党活動はこれ以前から既にあつたということも別としてである。カールトンや改革クラブなどによる中央からの指導も過大に評価されてはならない。これら中央党本部は党の権力を選挙区から中央に移し、党をロンドンにより指導されるマシーンにしたわけではない。以前ならばに行われていた選挙区の活動のあるてい度は調整するようにはなつたが、質的といえるほどの変化を生みはしなかつた。中央本部はまだ限られた役割と権力しかもつていない。それは地方の党活動に共通の目標を示してやることはできよう。しかしそれをおしつけることはできない。その資金的基盤は脆弱であり、したがつてまた、議員の選出は全国的な観点からよりは、地方的な観点や地盤の上に可能となる。大部分の選挙区では資金は地方で集められ、地方で使われる。実際、自由党で改革クラブに所属する議員は、その議員の半数にすぎない。こうして地方党の組織化が進められ、党中央本部が正式に創設されたとしても、地方に根を張るアリストクラシー・パトロンの勢力は十分に維持されたのである。

州は一つのまとまつた共同体であり、地理的区分以上のものであつた。頂点には州総監がおり、一定の国教会組織があり、行政・裁判組織や民兵の組織があり、また一団の狐狩り用獵犬や一団のイーグル犬がいた。州には州民すべてが認めるような社会的階層制があつた。州の政治・行政や社会生活の中心をなすのは、資産のあるジェントルマンといわれる人々や牧師たちであつた。

土地所有ジェントリの中の農業者の中には一〇人やそこらのすぐれたスポーツマンがいたが、彼らのこの特別な興味を別とすれば、彼らの生活はだいたい似たり寄つたりであつた。州の町での四季裁判所への出席は、行政的司法的な集りであるとともに、社交的な集りの機会でもあり、それがないときは、この行政官たちは、家近辺の地方法廷で、一人または二人で事を処

理した。一八三四年以後は、救貧行政の保護官となり、しばしば地方税を引き下げるために活発に動いたり、いつも余分の出費を求めるとな中央官庁の要求を妨げるのに巧みに動いたりした。民兵、ヨーマンリ、義勇軍何れにおいても、州の軍隊の年々の召集や訓練には士官として参加した。《熱心な政治的義務への奉仕》は多くの人々から期待できないが、すべての者は時に政治生活に加わり、ある者は活動的で不断の役割を果たした。彼らや婦人たちは村の学校や貧しい人々のための裁縫クラブの運営には確実に関心を抱いたし、妻たちは慈善事業や病人の訪問に多くの時間をさいた。なかならず社交的なもおしの年行事があった。冬期の狩猟舞踏会、募金舞踏会、私的なダンスパーティー、シーズンを開かない互いの訪問。これらの活動の大部分は州の単位でなされる。

こうした州の仕事や行事の主体をなすのは、ジェントルマンたちであり、殆ど彼らのみが治安判事となつて、四季裁判所を中心に、州の行政、裁判、事業に加わつた。州階層制の頂点にある州総監が治安判事を選ぶが、それは主に、権門、卿紳、禄付の僧侶たちからであつて、それに指導的な産業者、銀行家、大商人の狭いサークルの中からであつた。州の官職にも階層制があり、それは全国的にかなり似ている。ある著者はウォリックシャーの階層制について表示している(上掲表)。

る(上掲表)。

州の階層制

Lord Lieutenant
 Master of the Foxhounds
 Agricultural Landlords
 Bishop
 Chairman of Quarter Sessions
 Colonel of the Yeomanry
 Members of Parliament
 Dean
 Archdeacons
 Justices of Peace
 Lesser Clergy
 Larger Farmer

地方社会でエリートと認められる証しは、一八世紀におけると同じく、治安判事に推挙されることであつた。この推挙に当つては、古くからの評価の《基準》がながく維持されており、あい変わらず業者は軽くみられた。メルボーン卿は、地方ジェントルマンが通常よりよい性格をもつという理由で、工場主は地方裁判官の職から排除されねばならないといつたし、ウエリントン公も一八三八年、治安判事は「財産をもち、重要で思慮あるジェントルマンでなければ

ならない」といつている。¹⁸ パッキンガムシャーの州総監であつた初代パッキンガム公は同じ頃地方裁判官の選任に当り、任命権者の大法官に宛ててこう手紙を書いている。¹⁹

パッキンガムシャーは産業的な州ではなく、在住するジェントリには欠けていないので、現に商工業に従事しているすべての者をこの職に委任することを慎重に避け、ずっと裁判官の責任と独立性を維持するというルールに厳格に従つてきた。ハイ・ウイカムの近辺で製紙業を営んでいる者をもし私が裁判官に推せん致すなら、この者は裁判官としての職務と関係のない事がらにおいて下層の者たちと不断に接触することになり、このため不適切で好ましからぬ環境におかれることになるのである。当該ケースにおいて私はとりわけてこの境界線をひくべきものと考えらるべきである。

裁判官の集りで、二人の治安判事は、もしこの製紙業者が選ばれるならその職をやめたいとつぶやいたという。結局この製紙業者は裁判官に選ばれなかつた。²⁰ 産業革命の中心地であるランカシャーでもそうであつた。富裕な綿織物業者たちは一八〇〇年直後裁判官としての法的資格をえはしたが、社会的偏見によつて三〇年代まで裁判官のポストから排除されていた。彼らが眞のジェントルマンではなく、労働者と雇傭主にかかわるケースにおいて公平を期し難く、それに実業に従事しているという理由で、現職の治安判事がこれに反対したのである。²¹ マンチェスター地域の人口が急増し、治安判事が余りにも多忙となつた三〇年代初め、いく人かの工場主が判事に任命されたが、その場合にも、その人たちが非産業的な財産をもち、事業経営から離れた後においてのみであつた。事態が変化したのは、マンチェスターの綿花商人で町の商業会議所のメンバーのものが下院議員に選ばれてからである。²²

一九世紀が終りに近づくと、商工業出身の者もしだいに多く判事になる。ある者の計算によれば、²³ ある五つの州で、商工業出身の者は、一八六七年までには任命された者の中で一―%ほどであつたが、後、一八七七年までには一六%以上、さらにその後一〇年間で三〇%ほどとなつた。しかしそれでも産業のあまり発達していない州では少ない。一八

六八年から八九年までバッキンガムシャーの州総監であつたバッキンガム公は、伝統的な評価基準をできるだけ維持しようとし、実業に現に従事している者を自動的に排除してしまつた。公は八八名の判事を指名したが、実業界に関係をもっている者は九%にすぎず、うち五名は大土地所有のジェントリでもあつた。八八名中、大土地所有者との関係のない専門職の者及び実業家は一四名にすぎないし、この一四名とて多くは、パーブリック校あるいは旧大学出身者であつた。一八四二年から一八八七年までで、イギリス全体で、治安判事全体の中、大土地所有者の割合は——サンプルが異るとはいへ、大体——八六%から七四%へと低下したが、それでも四分の三は彼らであつた。

商工業出身者も州エリート層に仲間入りすることができる。リーズの亜麻織業者マーシャル家の社会的上昇は典型的なものであろう。²⁶ 産業家として成功したジョン・マーシャルは一九世紀初め土地を買い入れ、息子四人に年一〇〇ポンドの土地を与えた。自分も州選出議員となつたが、五人の息子のうち三人を交代に議員にさせ、二人を副州総監と治安判事に、一人を知事にさせた。²⁷

新しい家族が商工業での成功の場から身をひき、完全に地方ジェントルマンとして安定するには普通二世代、約半世紀を必要とする。民衆のいい伝えでは：三代目からジェントルマンになれるとされる。最初の財産いかんにかかわらず、一定の進展の型がある。創始者の息子は初代の事業にはしだいに時々にか関係しないようになり、孫になるとそれから全く離れるというのである。²⁸

ジェントルマンになり、官、公職に就くためにはあい変わらず、商工業の臭いを消さねばならなかつたのである。

一九世紀中葉以後ウィッグ—自由党は優位し、保守党が少数党化した。しかしながらウィッグ—自由党の勢力が安定した圧倒的勢力であつたとはいえない。ウィッグ—自由党（政権）は連合勢力であり、ウィッグと急進的自由主義諸派

ウィッグの衰退と終焉（1）

1832-80年の間の保守党得票率の平均

	Fraser	Nossiter
Birmingham	37.32	37.52
Bolton	49.72	50.73
Bradford	36.74	—
Brighton	38.94	40.24
Bristol	44.40	43.74
Hull	43.09	42.54
Leeds	45.81	46.40
Leicester	37.94	38.53
Liverpool	51.81	51.51
Manchester	35.50	36.55
Newcastle (Tyne)	34.04	34.99
Norwich	47.11	47.34
Nottingham	46.22	47.56
Oldham	26.74	25.08
Plymouth	46.18	47.16
Portsmouth	44.79	45.14
Preston	51.25	53.86
Sheffield	19.58	20.85
Stockport	45.97	47.78
Stoke	46.90	50.12
Sunderland	41.05	43.51
Wolverhampton	30.99	32.50

Fraser, *op. cit.*, pp.224-5; T. J. Nossiter, *Influence, Opinion and Political Idioms in Reformed England*, 1975, pp. 181-4.

と保守党から分かれたピール派、それにアイルランドからの議員たちが連合したものであった。しかも自由貿易論以外では、共通し、一体的となりうる政治原則はなかった。これらグループのなかではウィッグは最も有力であったが、それは無条件にはない。議席数からすると、ウィッグは最も早圧倒的に優位した数をもたない。一八四七年の総選挙では、ウィッグと急進諸派ではほぼ同数であった。ウィッグ党が、ウィッグをも含む自由党の形成へと進むのもこうした背景においてである。しかし、ウィッグ・アリストクラシーは——グラドストーンが優位に立つまで——中央政治で中心的な役割を果たし、彼らはそれぞれの地方で大きな影響力を維持した。しかも中央政治でもウィッグ知識層が衰退するウ

イッグ・アリストクラシーの力を補完する。まず、前から始めよう。

中・大規模の都市の大部分では、自由党は強い。実業家、商店主、職人たちは独立的な性格をもち、しばしばノンコンフォーミストなのである。保守党が望みうるのは、ノンコンフォーミストが弱い所、あるいは保守党組織が強い所である。そうした大・中都市は例外的といえ、ロンドンとランカシャー以外ではまずないといえる。ランカシャー、及びこの州で国教会の強い都市では特に、一八六〇年代以後保守党勢力が根を据える。アイルランド問題が再び争点となり、アイルランド移住者が多いこの地方で、反カトリックの心情がかき立てられ、これが——未組織労働者の中でしばしば——保守党支持へと向けられたのである。ロンドンでは、同じ時期、保守党組織がプロフェッションナルになり、かつ雇用者の力に依存することができた。さらに、全国的に福音主義的ノンコンフォーミズムが広がり、これに伴い宗教的急進主義への恐れもまたここで深まったのである。ロンドンはとりわけノンコンフォーミズムが弱く、攻勢に出る保守党に対し、自由党は十分に對抗しえなかつた。²⁹⁾

大中の都市では保守党が弱く、自由党が強いが、しかしこのことはそこでウイッグが強いことを必ずしも意味しない。というのは、大中市での自由党の強さは、伝統的なウイッグ・アリストクラシーの影響力によるよりは、商工業者や、商店主や職人たち、そして多くはノンコンフォーミストの強さによつたからである。次ページの表にみられるように、「専門職とアルコール関係の職の人々にはかなり鮮明な保守的傾向がみられるが、工場主の中の保守的傾向はそれほどもなく、職人と小売商人の中の傾向は自由主義的である。」³⁰⁾自由党はこうした中産階級や民衆と、ウイッグ・アリストクラシーの同盟であつた。この同盟はしばしば摩擦を起すので、不断に関係の修復を必要とした。リーズにおいて、都市民と、近辺の大貴族フィッツウイリアム伯家との同盟はこうしたものの典型的な姿である。³¹⁾フレイザー教授は「地主のバトロンは彼の候補者に個人的及び社会的地位を求め、都市のボスは政治的意見の正しいカタログを求めた」とし、

社会集団内の自由党支持率

	上級 専門職	商業 工者	職人	アール コール	
Birmingham 1837	41%	40	<u>71</u>	<u>61</u>	58
Leeds 1834	38%	50	<u>62</u>	<u>53</u>	37
Liverpool 1841	<u>46%</u>	38	<u>43</u>	41	31
Manchester 1839	<u>48%</u>	42	47	<u>64</u>	36
Leicester 1847	30%	<u>64</u>	<u>57</u>	51	52
Nottingham 1852	<u>41%</u>	<u>45</u>	32	36	15

Fraser, *op. cit.*, p.228.

次のようにいつている。³³⁾

ビッグス(「レスターの自由主義者」)は急進主義的な第二候補をさがし、自由主義的な選挙区すべてが行わねばならなかったあのデリケートなやり方、彼の党のウィッグ派と急進派とをまとめるという仕事に打込んだ。選挙は争点の決着であり、この争点を通じて地方の世論は穏健なウィッグの自由主義の《古くからの一団》と《新しい一団》である急進主義者との間の公開での抗争を戦いぬかねばならなかった。リーズのウィッグと急進派とのき裂は既に一八三四年に現われ、一八三七年と一八七四年の間のあらゆる選挙は何らかの形でウィッグと急進派との緊張と、それを収めようとする試みという側面を内含させていた。マンチェスターでは、これは、一八五七年における穀物法廃止同盟の残部に対する正面攻撃において沸騰し、一八五九年と一八六五年のヘイウッドの立候補と一八六八年のアーネスト・ジョーンズの立候補において抗争はひと騒動となった。パーミンガムが一八三二年と一八八〇年の間で議席一つをトリーにあげ渡したのは一八四四年だけであったが、それは、自由主義者と急進主義者との対立の結果といつてよかつた。互いにやり合う中で急進派(「スタージなど」)の非妥協的態度は突出しており、外部の者さえスタージの特攻的やり口に目をそば立てた。ブライトが「彼や彼の友人は氣違ひざたになつていようだ」とコメントしているかと思うと、他の同盟の友人はスタージをくずさだといひ、「もし彼がウィッグを突き放そうとすれば、臆病で慎重な彼にもこれが完全にできた」といつている。

ウィッグがリーダーシップを維持するには都市民との連合が必要であつたが、それはできたし、そうすればウィッグ・アリストクラシーは十分にリーダーシップを發揮しえた。それに小都市や村落では本来の影響力を維持していたのだ。

それぞれの地方で伝統的なウイック貴族はなおかなりの影響力をもっていた。北部にはそうした者が多い。ノザンパランドのグレイ一門がそうであった。この一門の縁者ウッド家（ハリファクス）やベアリング家がそうであったし、フィッツウィリアム家やダングラス家（ゼトランド）やキャヴェンディッシュ家（デヴォンシャー）、ハワード家（カーライル）、リヴソン・ゴア家（サザールランド）がそうである。これら一門の当主たちはイングランド北部だけで、合算すると、一八七〇年に二七万エーカー以上の土地をもち、その外、アイルランド（デヴォンシャーやフィッツウィリアムなど）やハイランド（サザールランドやゼトランド）に広大な土地も持っていた。彼らの多くは縁続きであり、その姻戚関係からいえば、北部をこえて広がり、ウエストミンスター公（ロンドン、チェシャー）やベッドフォード公（ロンドン、ベックトフォードシャー、ケンブリッジシャー、デヴォンシャー）にまで広がっている。ウイックの名門中の名門デヴォンシャーの息子のハーティントンは一八七〇年以後実質上のウイックのリーダーであり、彼の甥には、サザールランド公、ウエストミンスター公夫人、アーガイル公夫人、やがてレンスター公及びカーライル伯夫人となる者がいた。叔母には第三代グレイ伯及びその兄弟の義姉妹がいる等々³⁴。

北部ウイックの一門の間には広いコネクションがあつたか、そればかりか、共通の信条と世界観をもつ人たちが少なくなかつた。彼らにはかなり鮮明な福音主義の信条が共通に流れていた。

それは、厳格な教義の上に立つカルヴァン主義ではなくて、むしろ堅固なウイック的ラティテュディナリアニズムとともに、ある捧身的なプロテスタント信仰と義務感である。このラティテュディナリアニズムは、啓蒙主義的思想家の著作を熱心に読むことよつてでなく、アーノルド、モリス、カーライル、サールウォール、スタンレイのものを読むことよつて強化されたものである³⁵。

ウイックのアリストクラシーはこの福音主義によつて多かれ少なかれ新たに真執さを獲得した。北部においてノンコン

フォーミストとのウィッグの同盟を可能にしたのはこれであり、篤心のブルジョワシーとの共同をもたらしたのもこれである。北部はイギリス産業の心臓部であり、彼らはここの中産階級の企業家と共通の心情をもつことができた。実際、デヴォンシャー、フィッツウイリアム、ゼトランド、サザーランド、クリーヴラントたちは大産業者の一門ともなったのである。³⁶⁾

この地方の《ウィッグ主義》がウィッグにおいて果す重要な役割は——パリ教授によれば——軽視されがちであるという。³⁷⁾ 一九世紀半ばすぎの自由党をみるには特にこのことは重要である(後述)。一八三〇年代までウィッグ主流にとり重要な役割を果たしたのは、フォックスのウィッグ主義の流を継ぐロンドンのケンシントンのホランド邸であった。³⁸⁾ しかしその当主が死去し(一八四〇年)、首都のウィッグ・アリストクラシーの役割が減り、ウィッグのアリストクラシーにおいて《地方のウィッグ主義》の比重がそれだけ重くなったのである。首都圏のウィッグ主義においては、アリストクラシーのそれに対し、知識層のそのの比重が大きくなる。大学の意味が重要になってくるのもこうした背景においてである。また地方(北部)においても、ウィッグ主義は都市やノンコンフォーミストの自由主義や急進主義の抬頭によって比重を減らして行くのであるが。(即ち、ウィッグの勢力は全体として縮小しているのである)。

ウィッグはそもそも——シャフツベリとロックの間のように——当初からアリストクラシーと知識人が協同する政党であり、双方はパトロネジの関係にあった。一九世紀後半においてもそうであるが、知識人の比重はより大きくなる。このことは教育や知性、それに大学教育が一層重視されるようになったことと関係していよう。激しいウィッグ知識人ロウが「認めるアリストクラシーは知性のアリストクラシーであって、血統だけでは問題にならない」としたのもこうした背景においてである。またジャーナリズムが重要になったのもこのことと関係している。³⁹⁾ ウィッグ・アリストクラシーは有力なジャーナリストと接し、彼らによってしばしば弁護される。なかでも有名なのはH・リーヴである。彼は

一八五五年までタイムズ紙の海外担当の責任者であり、トクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー』の翻訳者でもあった。この年以後四〇年間、ウィッグの機関誌ともいべきエディンバラ評論の編集に当り、巨大な政治的影響を及ぼした。またタイムズ紙編集のドレインもウィッグを支持し、パーマーストン派の人達と接した。E・ストレイティ（ジョン・ストレイティの父）はウィッグ・ジェントリを弁護した。グラドストン内閣の閣僚となる前述のロウもタイムズ紙の論説員であり、ドレインと近い。スペクター誌の編集のハットン、彼の友人でイコノミスト誌の編集のバジヨットもウィッグ的自由主義者の中に含めることができる。⁽⁴⁾エセイストのW・R・グレッグはバジヨットの義理の兄弟であつた。

パリ教授は「顕著なことは、ウィッグ―自由主義がいかに広く首都に根を張つたかということである」としてこうい⁽⁵⁾う。

それはもちろんウィッグの大《社交》邸や宮廷にもある。しかし、それはまた科学界や大学の世界にも、またランベスのテイトやウエストミンスターのスタンレーなど宗教界においても、さらにシティにおいても有力である。このようにして作られた環境とノンコンフォーミストが優位する地方政治との相違は歴然としている。：それは、グラドストン政府に対する首都圏の新聞の反応にも明らかであり、グラドストン自身一八七一年にそれに不満を表明している。⁽⁶⁾

科学や大学は首都圏で発達し、ジャーナリズムが活発になるのも首都圏であつた。教会関係においてさえテイトやスタンレーなど首都圏にいるウィッグ系の人たちが目立ってくる。ウィッグにおいて、知識人やジャーナリストなど、アリストクラシー以外の人々が重要となるとともに、首都圏の比重が高まり、このことがウィッグの形相を変えたのである。大貴族はそうした流れに不適応だったわけではない。彼らは地方の大きな館とともに、ロンドンにも大邸宅をもつており、パトロンとして知識人も招いた。大シーズンには国中からアリストクラシーの家族が集り、宮廷を中心に社

交界に加わった。デヴォンシャー公家のように、地方に豪壮なチャッツワースの館をもち、北部の産業の振興に加わったが、ロンドンにも大邸宅をもち、大学にも関係したウィッグの名門もある。七代目公爵は一八五六年までロンドン大学の学長であり、一八六一年後は三〇年間もケンブリッジ大学の学長であった。

一九世紀前半旧大学はその停滞を様々批判されたが、その果たした役割は非常に大きい（世紀半ば以後改革も進む）。そこでは上層中産階級の子弟のみではなく、アリストクラシーの子弟も学業に励み、よい成績をとろうとするようになった。ホランド邸はかつてウィッグ・アリストクラシーの若者が集り、フォックスの原則に沿う《正統派》のウィッグ主義を身に着ける《学校》であった。しかし当主も既に大学に目を向けて有望な若者を探すようになっていた。それも多くはウィッグの名門の子弟にであった。卿はオックスフォードにいる後継者の友人であるモーペスに目を向け、晩年（三〇年代末）には彼をジョン・ラッセルの後継者に仕立てようとした。モーペスもウィッグの名門貴族カーライル伯家の長男である。卿は大学のみならず、イートン校にも目を向け、少年たちにもねらいをつけ、目をつけた者をホランド邸一流のやり方で、都会的で、コスモポリタンで、ウイットにとむ政治家に育てあげようとした。こうしたアリストクラシーの若者は、女遊びや恋愛、馬の飼育や乗馬など、伝統的な彼らの生活様式を捨てはしなかったが、学業に励み、知的向上に努め、大学での生活から大きな影響をうけるようになった。よい成績をとるように努めるようにさせた。G・グレイやハリファックスは二〇年代オックスフォードで、デヴォンシャーはケンブリッジで実際優秀な成績を収めた。「この世代を特徴づけたことは、神学的自由主義者が自己主張をしていた……一八四四年後の二〇年間に、大学教育の熱心な受容者となったということ」であった。その影響は「アリストクラットであると否とを問わず、大学教育が与えたインパクトで決定的なもの」となった（後述）。

こうした流れの中にあつては、地方を本拠とする伝統的なウィッグは、フィッツウィリアムのように福音主義信仰に

に基づき、それぞれの地方で同じ信条の産業家やノンコンフォーミストと関係をもつとはいえ、国の政治でリーダーシップをとることが少なくなる。こうした伝統的ウィッグの大貴族たち、フィッツウィリアムはじめ、サザーランド、ゼトランドたちは、ウエストミンスターの政治には殆ど加わることがなくなるし、デヴォンシャー、ミント、クリーブランド、ウエストミンスターも時たま加わるにすぎない⁽⁴⁷⁾。第一次グラドストーン政権の末期、内閣が動揺したとき——これにはウィッグの人々の反対も大きな原因となっていた——デヴォンシャー公は、政権を支える会合を開き、ウィッグ大立者の意地をみせるが、それも一時的な介入でしかない。ウィッグが中央政治で果す役割はなお大きいとはいえ、その衰退は否定すべくもない。そのことはグラドストーンが突出している彼の自由党政権をみてもわかる。一八六八年首相となり、ラッセルを継いで自由党を指導することになったグラドストーンの内閣において、閣僚中ウィッグといえる者は半数をやや上まわるだけとなり、これに対し、「大学—中産階級—財政畑の自由主義者」がロウとゴシエンの二人、「中道的な国教徒自由主義者」がチルダー、フォーテスキュ、ブリュースの三人である。デヴォンシャー公の長男ハーティントン侯も入閣したが、ウィッグのリーダー格となる彼は閣内で孤立し、《妨害》要因にさえなった⁽⁴⁸⁾という。

グラドストーン（一八〇九—九八年）は若い頃高教会のトーリーであり、ピール内閣に入閣したが、ピール派として保守党を離れた。ウィッグ—自由党政権においては長期間蔵相の地位にあり、行財政官として抜群の能力を発揮した。この地位にいる間に（一八六二年頃から）民衆に直接接すること（《民衆のウイリアム》）に意義を見出し、《ポピュリスト》としての、あるいは《煽動的》演説家としての要素を加える⁽⁴⁹⁾。彼が急進派に近づくのもこのためである。しかも彼は高教会的な立場は棄てなかった。彼ほど政治的閱歴と政治的立場を変えた複雑な政治家はめずらしい。しかも彼のその都度の改宗は《信念》に基いてであるという。「私は私に起った政治的变化を一言でまとめることができる。私は自由を嫌い、自由に不信の念を抱くよう育った。そしてやがて私はそれを信ずるよう学んだ。これは私の変化の鍵である」と

いう。信念をもつて改宗したこの政治家は一見矛盾していると思われる行為をも矛盾とは感じない確信をもつていた。⁵⁰

商店主や農民の前に堂々たる演説をなした後、彼は馬車に乗り、サザランド公やウエストミンスター公の邸宅に乗り入れる。これは彼の政治的閱歴をよく示すひゆである。⁵¹

この成り上り者の息子グラドストーンが一九世紀最大の自由主義政治家であることは誰も否定しえない。それだけに彼に対する批判も多い。彼は《自由主義者》としてトリーから批判されたばかりか、ウィッグからも、またサー・ヘンリー・メインのような官僚的な前自由主義者からもその《新急進主義》を難ぜられた。グラドストーンは「完全に浮動的であつて、無知で衝動的な大衆の偶然的で一時的な圧力から形式と方向をとつた」というのである。⁵² よい意味であれ悪い意味であれ彼は《民衆政治家》とまでなる。《変身》した彼は自由党の大立物となり、自由主義の旗印となつた。新自由主義者のホップハウスは彼の死後の一九一一年、「一九世紀の中葉以来イギリス自由主義の歴史において二人の名前が際立つて存在する。行動の世界におけるグラドストーンと思想の世界におけるミルの姿である」と書き、二人について一章を説いている。⁵³

ウィッグは三〇年代改革を進め、一時期を除き、保守党に優越する地位を占め続けたが、保守党として改革に消極的であつたわけではない。二〇年代トリーは諸々の自由主義的改革を進め、ピールは三〇年代ウィッグの改革に協力的であつたし、政権末期生気を失つたウィッグ内閣に代つたピール内閣は四〇年代改革を積極的に進めた。ピールは政権を離れて後も、退嬰的な保守党と対立し、却つてウィッグ内閣を支持さえした。ピールと共に保守党を去つたピール派は自由主義的であり、しばしば《自由主義的保守主義者》Liberal Conservativeといわれる。ウィッグが世紀半ば優位に立ち、《政権党》になりえたのは、彼らと連合を組むことによつてであつた。ピール派（保守党議員の、当初三分の

一ほど)には、グラドストーンはじめすぐれた政治家が多く、ピール派の分離後残された保守党は《士官なき兵隊》(ディズレリ)のごとくであった。一八五二年二月ダービー保守党内閣ができた時、閣僚一三名中閣僚経験者はわずか三名にすぎなかった(保守党の大長老ウエリントンはその人達をおお方知らず、上院で首相に「誰、誰、誰」と尋ねたため、《誰々内閣》と皮肉られたほどであった⁵³)。ディズレリが始めて入閣(蔵相)したのもこの時である。保守党の議員たちは《兵隊》であつたばかりか、大部分反動的であり、保護貿易に依然固執していた。ディズレリは別であつた。彼は穀物法廃止の時ピールを「裏切り者」と呼び、ピールを政権の座からひきずりおろした当の人物でありながら、早々に保護貿易の立場を捨ててしまった。そのことを公けに言わないようにと彼をたしなめたダービーも、首相になる頃には自由貿易に改宗していた。《変節》はディズレリの真骨頂であつた。彼が並の《地方地主の保守党》の政治家と区別され、《急進的保守主義者》といわれるゆえんである。彼の言説がどこまで本心で、どこから戦術であるかは容易に判断し難い。とはいえやはり、彼の自由主義的側面が——たとえ戦術的要素があるとしても——重要であることは否定しえない。ダービーの息子のスタンレー(保守党のホープ)に、マンチェスターの補欠選挙に立候補すべきことをすすめ、こういつている(一八五九年)。

そこはまだ子供の学校でしょうが、われわれの新しい学校の始まりとなります。古きウイックによる自由主義の独占が時代おくれであるといふことの公的で全国的な宣言となりました。：われわれの立場はこうです。われわれは、実りのない単なる自由主義者の意見に対して、本質的にプラクティカルである進歩を代表すると。

しかしその自由主義はアリストクラシーが指導するものでなければならぬ。彼はスタンレー(後、ダービー卿)への手紙の中でこういふ⁵⁴。「現在、下院の保守党のリーダーの課題はこの国のアリストクラティックな体制を堅持することです。これこそ唯一の問題点です」と。ディズレリの伝記を書いたブレイク卿によれば、この言葉こそ、じ後の彼の

政策の中心をなし、人々を惑わせるような政策のあの右余曲折を通じ、一貫して持続する深い確信であった。ただ、ブレイク卿によれば、ここでアリストクラシーというのは、その言葉から直ちに連想されるような大貴族の専門ではない。そうした大貴族たちは概してコスモポリタンであつて、デイズレリが念頭においているのは、それとは違った地方的な郷紳たちである。地方社会の頂点には大貴族の州総監ロイド・ルテナントがいるが、彼らよりも、むしろ、その《尊嚴的》存在の下にあり、現に、治安判事として裁判を行い、救貧行政、一般的に州の行政を担当し、住民の福祉に責任を負っているような人たちである。ブレイク卿のいう「地方憲法」*territorial constitution*を支える堅固な地主家族、「イギリス・ジェントルマン」がそれである。デイズレリ自身、バックinghamシャーの村に土地を買い、館を建て、地方ジェントルマンになつた。デイズレリは彼の小説『コニングズビー』では、貴族に批判的とさえなる。そこでは、貴族は、無責任で、自己中心的で、強欲な寡頭支配を行うものとして描かれている。一八四三年選挙戦ではこう演説する。⁽⁵⁾

紳士諸君、私が土地勢力インクレストの優位について語るとき、一ときも忘れてもらいたくないのは、単に《上層の紳士たち》の優位を意味しているのではないということです。私の思いは、領主の塔や、バロンたちのホールを越えてとぶのです。この言葉を考えて、私は、村落の数知れぬ人々、田舎町の群なす人々が目に浮かぶのです。：教会の大きな土地も意味しましょう。

デイズレリが目を向けるのは、貴族よりは紳士、さらには、紳士を中心に、その近くにいる国教会の牧師や、彼らをとりにくく農村や近辺の町の人たち、スカイアラーキーであつた。

保守党が紳士たちの政党というべきか、それとも田舎や小さい町の政党というべきかはともかく、紳士層を中心に、田舎や小さい町を地盤とする政党であることはまちがいない。もちろん保守党の上層をなすものが貴族であることはいうまでもない。ニューカースル公やノザンバランド公は大貴族である。が、ウィッグ（アリストクラシー）がその本来のインフレンス——上掲表をみてもわかるように、保守党ほどではないが、小さいバラでもかなりの議席をもつこと

小さいバラの投票

人 口	1868		1874		1880	
	Lib	Con	Lib	Con	Lib	Con
1万人以下	25	29	20	34	27	27
1万～2万	43	21	37	23	46	14
	68	50	57	57	74	41

Hanham, *op. cit.*, p. 39.

にも現れている——の外に、都市の中産階級や職人の支持をうけ、ノンコンフォーミストと同盟し、自由党を形成しているのに対し、保守党は、貴族を頂点にするもの、こうした紳士層やスカイアラキーにより多く依存している。したがって保守党は、州と、小さいバラとで強い。デイズレリが指導したのは、こういう所から選ばれてきた議員たちであり、「兵隊」であった。

デイズレリが保守党の基盤にしようとしたのはスカイアラキーであった。しかし、他方の紳士層の方が彼を信頼していたかとなると、話は別である。やがて保守党党首として彼の後を継ぎ、首相にもなるセシル卿（ソールスベリ）は、雑誌の中で彼を痛烈に批判しながら、自分は紳士たちすべての者が「彼について内輪ではないが、公けには言おうとしないことをただいっているだけ」で、彼にとつてためになることをしているのだ、という。デイズレリは保守党の人々から愛されてはいなかった。デイズレリを痛烈に批判したセシルの「保守主義は非の打ち所のないもの」であったろう。が、デイズレリは保守党に不可欠の人材であった。「この党はデイズレリを愛していないかもしれないが、彼なしでやって行くのは容易ではなかった」。

二

一九世紀ウィッグとトーリーは入れかわりながら政権を担当した。しかしこのことは

二大政党が交互に政権を担当し、相対立する政策を執行する、という観念が存在したことを意味しない。一八三〇年までは、政権を担当したのは圧倒的にトーリーである。一八三〇年以後、少なくとも一八七四年までは政権担当の期間はウィッグ—自由党の方がずっと長い。トーリーが政権をとったのは、一八三四—三五年、一八四一—四六年、一八五二年、一八五八—五九年、一八六六—六八年であり、しばしばあったが、その政権担当は短期間の少数党内閣であった。

それ以外は、ウィッグ—急進自由主義者—ピール派の連合政権であり、この連合勢力が実権を失ったことは一度もない。この連合政権は、保守党政権が自分たちの政策と相対立する政策を執行し、自分たちに重大な挑戦をなす政党であるなどとは考えたことはなく、せいぜい時たま自分たちの政策を妨害する《暫定》内閣とぐらいにしかみなかった。保守党が—三三年間で—最初の実質的勝利をえたのは一八七四年の選挙によってであって、一九世紀半ばはウィッグ—自由党が優位した時代であり、二大政党間に《振子の原理》が妥当したとはいえない。その原理が働くようになったのは、デイズレリーの保守党政権ができた一八七四年、あるいは、せいぜいその前の選挙でグラドストンの自由党政権が第一次内閣をつくった一八六八年からであろう。現に《振子》の観念が生まれるのは世紀末である。

ウィッグとトーリーの伝統的な対立感情やしこりは決してなくなっておらず、まだ脈々と流れていた。ピールの《裏切り》に対するトーリー内の反感は根深い。彼は二〇年代末カトリック解放でトーリーを裏切り（選挙法改正への彼の反対には、ここからくる後めたさが働いていたかもしれない）、また彼のイニシアティブの下でのトーリーの改革（タムワース綱領に現われる）後、再び穀物法廃止で裏切ったとされ、後の場合には党首でありながら、党を離れなければならなかった。彼に対するデイズレリの激しい攻撃もここにあり、彼の攻撃が多く、トーリーにうけいれられたものここにあったろう。アリストクラシーの一門が代々同じ政党に属することは《当然》のことであって、政党を変えるのは例外であり、まさに裏切りであった。このことは古くからの貴族には特にいえよう。これら一門は互に対立関係にあり、

伝統的対立を承継いだ。一九世紀前半にはこの対立感情は根強かつたし、後半でもまだ残っている。政党の違う貴族は互いに婚姻関係を結ばないという。「この政治的な憎しみの強さ、眞摯さ、深さは、それらが退化したわれわれの時代の信念のなまぬるさを恥ずかしいものとさせる」(G・W・E・ラッセル)ほどであった¹⁾。トリーは生まれつきの悪者なのですか、それとも生れてから悪くなったのですか、という娘の問いに、ウイッグの母親は「生れつき悪者なのですが、大きくなり一層悪くなるのです」と答えた²⁾。したがってまた縁組も嫌う。五代目ベッドフォード公がゴードン家の者との縁組を進めている時、デヴォンシャー公夫人はメルボーン伯夫人に手紙で「彼は毎朝野に出るし、マンチエスターでパイプをくゆらす、…」³⁾といつて、反対した。一世代後のウイッグ、サー・F・ラムはクーパー家の姪がアッシュレー卿(博愛主義者シャフツベリ卿)と結婚するのに反対し、「気の毒なミンはこういう運命に陥るのにいったいどんなことをしたというのか、皆に嫌われ、氣狂いだと噂されている家族、感情や意見やコネクションがわれわれすべての者と全く反対であるあの家族と結ばれるとは」⁴⁾。ウイッグの人たちは常に自分たちの方がトリーの方がより才気があると信じ、トリーをばかにしていた⁵⁾。対立の根は古く、古い一門ほど激しい対立と抗争の思い出をもっていた。

一七世紀の革命とスチュアート朝の迫害、ハノーバー王朝の最初の二代の王の治下のトリーの孤立、そこからくる蔑視と恨み、ジョージ三世治下のウイッグの孤立化と、ピットの民衆抑圧に対する反対。こうした過去の経験は——ネミアー学派の主張にもかわかわらず、持続し——一九世紀においても消え去ることはなかった。対立と抗争は、門閥間の対立と抗争をこえても広がる。ウイッグの四代目フィッツウイリアム伯がリーズの都市自由党と争い、利害もまた心情的にも共通するところの多くなったトリーと組もうとしたとき、伯は友人から強くたしなめられたのであった⁶⁾。

門閥や政党間に激しい対立感情がある、としても、そのことと、政策における対立とは必ずしも一致しない。政党間
の対立は時に深い忠誠心に根ざし、一定の原則に色どられているといつても、個々の政策をとつてみれば、政党間で一

貫して対立があるわけではない。少なくとも、一方の政党の政策を他方の政党の一部が支持するということは常にあったであろう。穀物法廃止はその典型的な、その最も極端な例であった。保守党の三分の一を占める議員(ピール派)は、廃止にふみ切っていたウィッグとともに、党を割ってまで廃止を強行した。結果は保守党の分裂である。穀物法問題はその後何年か尾をひく。ダービー保守党内閣の下、穀物法の復活が提案されるが、一八五二年採決において(三三六対二五六、四五八対五二で二回とも)否決されてしまった。四〇年代激しい対立を生じさせた争点はここで消滅したといつてよく、自由貿易についての大論争は終った。ウィッグとトーリーの伝統的対立の感情がどのように激しいものであれ、またそこには原理的対立があつても、自由党と保守党の対立は、少なくとも政策に関する限り、それほど違つたものではない。世はバーンズの「均衡の時代」である。一八五六年グラドストーンはこういつている。⁽⁶⁾

二つの政党の間の距離はあり余るばかりに多くの問題の実際的な解決によつて大いに狭まつた。ポールモールからパークの方に目を向け、リフォーム・クラブとカールトン・クラブの間をみると、これら壮大な建物がそれぞれ他方の窓の中に映つていることに気づく。そして相互間の紛れもない対立の中でつくり出される相互的な像の反映は——人それぞれの氣質によつて恐れを感じさせることにもなり、また楽しみを感じさせることにもなるが——良心と知性とをもつて時代の歴史を読みとるときその意味をわれわれに与えてくれる一種の寓話をなす。

ピール派として保守党から離れ、しかも自由党に所属しきれないでいる当時のグラドストンの動揺、《戦略的》には自由主義的な方向をとることに心を固めながら、《戦術的》な考慮において、自由党に入るべきか、それとも保守党に戻すべきかを決めかねている彼の動揺は、とりもなおさず、政党間の距離がそれほど大きくないことを示している。

「自由党との最後の実際の合同に恐らく行きつくことになつたような行動がなされた」一八五二年におけるように、自由党との協力関係への傾向がありながら、同時にまた、一八四六年後の段階で相互の協力をありえないものとさせる財政的見解を保守党が放棄したように思えたために、保守党員の多くと再結合する気持ちもあつた。⁽⁸⁾

政策における政党間の共通性と交錯を示す最もよいもう一人の人物は、デイズレリーであろう。彼は、政党政治の（便宜性）の観点から有利であるとみれば、敵の政策をも遠慮なくとりあげ、必要とみれば、以前の政策を遠慮なく捨てる。ピールの背信を痛烈に批判したその彼は、穀物法が廃止されて、二、三年後、廃止の立場に変わった。一八六七年彼によって実行された選挙法改正の時の彼の対応はまさに離れ業であり、グラドストンをも驚ろかせるものであった。

グラドストンとデイズレリーの対立ほど奇妙なものはあるまい。二人は互に憎しみ合うほど感情的に——性格的にも——対立した。一たん自由党総裁を引退（一八七五年）しながら、デイズレリーに対する対抗と憎しみから、その「ピールコンズフィールド主義」に戦いを宣し、政界に復帰する、が、デイズレリーの政策を覆えすことをせず、受継いだのである。デモクラシーの波に対する二人の対抗、第二次選挙法改正における二人の対応はこの奇妙さの極といえる。相争う二人が互に相争うがゆえに、有権者の範囲を広げることで競うのである。しかもそれは、二人ともデモクラシーの進展を嫌っていながらである。このことは多かれ少なかれウィッグと保守党についてもいえる。ウィッグ（自由党内急進派は別だが）も保守党も、大部分の者はアリストクラシーのインフレンスを削ぐものとしてデモクラシーを恐れ、これを封じこめようとしていた。自由党内では、ロウたちアダラマイトが、保守党内では克蘭ボーン（後ソールスベリ卿）がその急先鋒であった。にもかかわらず、両党は、民衆の支持を広げるために、競って、有権者の範囲を広げてしまう。この対応の重要な動機は（競り）であり、その結果デモクラシー化という同じ方向への《共動》である。ロウによれば、一八六六、七年の選挙法改正は、三二年の選挙法改正とは違い、必要でもなく必然性もない。「下院はイギリスのみならず全世界を通じて、かつて存在したいかなる会議体よりはるかに優れた地位を占めている」のに、なにゆえ変える必要があるのだろうか。改正のプロセスを詳細にフォロウしたある著者はこういつている。¹⁰

一八六七年の改革法案は両院の議員の大多数があえてそれを投げださないということによって生き残った。彼らはそれを欲

しなかった。彼らはそれを好かなかった。それがどういふ結果をもたらすか、それを恐れた。しかし彼らはそれを通過させた。第二次選挙法改正の時期議員の大多数は始めて事を何とか落着させる必要を至上の事と感じた。

だが、ロウにいわせれば、「あなた方はこの法案を通したとき、あなた方は何がしかのことを落着させたことになりましょう。しかしあなた方がなしたことは、すべての事を不安定な状態にしてしまうことなのです」と。^①

労働階級からのインパクトがなければ、議員たちは、デモクラシー化のため事を落着させようとの迫られた意識にならなかつたかもしれない。一八六六年ダービー保守党内閣ができてすぐに起こった七月のハイドパークの出来事や、同年八、九月の労働者の巨大な示威行進は確かに新保守党政権に、また自由党にも、大きなインパクトを与えたに違いない。これらの運動に加わった労働者数の膨大さ、それにもまして運動における規律と秩序とは、支配層に《拒否の口実》を与えなかつたであろう。ブライトは脅かしをこめてこういふ。^②

これらの集会は、意見の示威のための集会である。そしてそうおっしゃりたければ……力の示威のための、今のところは意見の示威のためのだが、意見の示威が軽視され無視されるなら、他の種類の力の示威となるかもしれないものである。（九月二五日、マンチェスターで）

ブライトは一八四八年選挙法の一層の改革がアリストクラシーの権力を打破る鍵であるとする。彼らの権力は「中産階級をおどし屈服させているのであり、……われわれとこの支配層とは喰うか喰われるかだ」といふ。彼は蘇った議会議改革運動に期待してこういふのである。^③

とはいえ、支配層の選挙法改革の動きに、労働階級のインパクトが決定的であつたかどうかとなると、疑問が残り、検討の余地がでてくる。一般的にいって、アリストクラシーは政治の世界においてなお大きな権力をもっていたのであり、彼らは民衆の動きから強いインパクトをうけたであろうが、それによって行動が左右されたとは必ずしもいえない。

實際、(一) 選挙法改革への急進的な動きは、かなり前から、第一次選挙法改正時からあったが、その動きは支配層によって抑えられ続けてきた。(二) 支配層の中にもより広範な選挙権授与の動きがあり、第二次選挙改正はこの動きの延長線にあるともいえる。(三) 改正に当り、支配層は労働者の票が全体の半数にならないよう慎重に配慮した。こうしたことから、支配層の改革への動きが民衆の急進的な動きへの単なる消極的な譲歩とはいえないことがわかる。これを検討しよう。

議会改革運動は第一次選挙法改正当時から既にあつた。当時、労働者は一般的にいえば有権者の範囲に含まれず、彼らはそこから閉め出されたことに不満をもち、選挙法改革運動に加わつてきた労働者や民衆、特に急進主義者からかなりの反撥があつた、

ピールさえ、一八三一年三月ラッセルが法案を説明した時、それに反対し、その欠陥が、議会をば、貧困層より上であるとしても一〇ポンド資格に達しない人々から切り離してしまうことにあるとしたのであつた¹⁵(以前は一〇ポンドという画一的な基準でなく、各バラにはそれぞれの有権者資格があり、その中には多分に労働者が含まれていた)。改正によって国民は一〇ポンドという線で二分されたのである。一八三七、八年から生れ盛んとなるチャーチズム運動はこれに対する反撥の激しさを示そう。チャーチズム運動の根は確かに様々である。経済的要因、産業化、好不況、労働組合に対する抑圧などの要因に根があるうし、また新救貧制度に対する反撥という要因に根ざすものがあるうし。そこには第一次選挙法改革以前からもあつた政治的デモクラシーが強く働いている。ラヴェットやロンドン労働者協会の政治的急進主義はその典型的な現れであろう。チャーチストは都市政治・行政にもあるてい度は位置を占めた¹⁶(リーズの例)。「リーズの都市チャーチズムは現実の地方的デモクラシーの訓練であつた¹⁶」。しかしながら、チャーチズムが向う暴力的傾向に中産階級の人々は急進主義的な者であつてもついて行けず、そこから離れ、また閉め出されてしま

う。リーズには一八四〇年有権者の範囲を広げ、世帯主選挙権運動を始める中産階級の急進主義者のグループ（《リーズの新しい波》といわれたリーズ議会改革協会）もできるが、その見通しは余りにも甘すぎた。一時は亜麻織業の大実業家マーシャルの新工場に、ヒューム、ローバック、トンブソン、クローフォートが勢揃いしたことがある（一八四一年一月）。しかしのち当手を振り返り、『リーズ・タイムズ紙』の編集サムエル・スマイルズは「死んだ馬に鞭を当てて、立上り走れといっているようなもの」であったといっている。スタンズフェルドも、「躓きの石があるとすれば、ブルジョワの誠実さいかなだ」という。《新しい波》は衰退し、代った運動も四〇年代半ばすぎまでには無力化してしまう。世紀半ばブライトは選挙法改革に積極的であったが、コブデンはそうではなく、彼はブライト以上に民主主義者であったが、むしろ選挙法改革に反対であった（このため二人の関係がさめた時がある）。彼が選挙法改革に反対であったのは、理論的ではなくて、リアリストとして当時の実状をよりよく知っていたからであった。彼は大部分の中産階級の改革主義者がそれに反対であるとみていた。マンチェスター産業界のエリートであったグレグは——「多くの都市のブルジョワ・エリートの典型」といえる——改正に反対であった。彼はこういう。選挙権の拡大は、六ポンド有権者資格へのであっても、中産階級の票を呑み込んでしまうし、また労働者は投票に不適であり、したがって改革は国家や社会体制に危険である、とするのである。彼は一八四八年コブデンに、自分や自分のような者は「代議制の急進的再編」に同意できないといっている。四年後グラドストンにも「われわれはまだ自分たちを熱心な改革派とは考えていますが、徹底した反民主主義です」と述べている。世紀半ば選挙法改革への熱情はあまりなかったのである。コブデンは世紀半ばのこうした雰囲気を理解していた。

一八五一年末から翌年にかけては改革運動の転換点であったとされる。ブライトとウイルソンは一八五一年二月マンチェスターに大会を開き、ここにはベインズやコブデンも出席したし、以前チャーチストであった人々もひきつけら

一八五二年初頭、グラスゴー、マンチェスター、リーズ、パーミンガムなど多くの都市で、一八三九年以来しばしば分裂してきた急進勢力の再統一の経験があった。この発展の典型がリーズであり、ここでは、ベインズ、J・G・マーシャル、F・カーバットが以前のチャーチスト、R・M・カーター、W・ブルック、D・グリーンと勢力を合体させた²³。

この合体は「六〇年代の改革の到来に決定的な意味をもった」という。とはいえ、その間改革は進められなかったのである。それは、アリストクラシーたちの議会がそれを進めようとはしなかったからである。一八五五年から一〇年間ほど首相の座を占めたパーマーストンはまさに選挙法改正反対の大立物であったのだ。

この間支配層の側にも選挙法改革の動きがあった。その典型的人物がラッセルであったということができよう。彼は既に彼の最初の内閣の時の一八五二年、有権者の範囲を広げるべく改革法案を提出した。彼は一八三二年選挙法改正の立役者であった。それ故に、でもあるが、当時彼は選挙法改革が最終のものであると考えていたし、その後議会ですれを明言し（一八三七年）、《最終のラッセル》というあだ名を付けられており、一層の改正を拒否していた。しかし彼は以後一層の改正に踏み出した。それは彼が急進派の支持をえるためであり、これはまた彼らの支持をえて、パーマーストンに競り勝つためでもあったろう²⁴。何れにせよ彼は経験と実績に基づき、自信をもっていたのであろう。彼は一八五二年二月、前年のメモランダムの線に沿い、バラでの選挙資格を地方税年五ポンド相当の家に住む者とし、州での選挙資格を同じく一〇ポンド相当の家に住む者とする改正案を提案した。彼によれば、前の方は「安全で知的な」階級の者（熟練職人）に、後の方は陪審員資格と同じ者に選挙権を限るものであった。この外にも——ヤがて後に問題にされる——世帯主ではないが、直接税を払っている若い知識層を有権者にする²⁵《特別選挙権》案や緩い議席再配分などを提案した。この案は最少限の選挙権の拡大であり、小さいバラの反動的ともいうべき強化であった。ラッセルによれば、そ

これは「改正選挙法の補足であり、それと別の代替案ではない」のであった。²⁵⁾

それでも案は一方で保守党からはむろんのこと、ピール派やウィッグからも反対をうける。彼らは、選挙権を職人層にまで広げることに、また議席をもたない町の一〇ポンド居住者に州選挙権を与え、州有権者の中に町や都市郊外の人達を加え、州選挙区での農民的要素を薄める(ジェントリの影響力を削ぐ)ことに反対であった。他方、それは急進派をも満足させなかった。J・ヒュームによれば、そこには無記名投票案も三年議員任期案も含まれておらず、また二、三百万の労働者になお選挙権が与られないことになるからである。結局この案は議会で相手にされなかったといえるほどであり、廃案となった。²⁶⁾ ラッセルはその後も度々(一八五四年、一八六〇年、一八六六年)改正案を提出し、²⁷⁾ 破れた。パーマーストンが選挙権拡大に反対であり、彼の長期政権下選挙法改正は抑えられていた。

一八六五年パーマーストンが死去し、改革を阻む重しが取除かれ、ラッセルが再び首相となると、改革への動きが活発となる。翌年彼は、蔵相で下院指導者でもあるグラドストンに選挙法改正法案を提出させた。新有権者の資格について、ラッセルは次のようなコメントを作り、新有権者の範囲は「質のよい労働者」までであるとした。²⁸⁾

[年]七ポンドの家賃は質のよい労働者が住居のために払いうる公正な額であるということ、その範囲で新たに加わる有権者数が現在登録されている一〇ポンド世帯主に加わる〔厳格に〕制限された増加分であれば、労働階級の者に優越した力が与えられることはあるまいということ、これを示すだけでよいでしょう。事実、ある五つのパラを除けば、中産階級は、職人の中の最良のものによって強化され、なお優位した権力をもつであります。

七ポンドの家賃を払う世帯主を有権者に加えるべきか否かについて、自由党内でも議論が分れるところであったが、ラッセルのこのメモランダムは、当時の議論の在り方をよく示している。改正の方向は、《民衆の政治》に改宗しつつあるグラドストン、《民衆のウィリアム》も同じであった。彼は以前(一八五九年)職人たちの要求を無視し、指名選挙

区と選挙権の制限的な措置を弁護したが、《民衆のウイリアム》に変わりつつある六〇年代初め、労働階級の中の最も堅実な部分、いわば職人・熟練労働者たちには選挙権を与えてもよいのではないかと考えるようになった。とはいえ、彼も有権者の範囲に限界をおくことを動かしえない前提と考へ、原案作成において彼が最も苦勞したのもこの点であった。²⁹⁾彼は、提案の年七ポンドのレベルが新しい有権者にはごく多額のものとなろうとし、こう続ける。³⁰⁾「七ポンドの年純賃借料は家具及び修理費のための追加費用及び地方税を除いた大まかな家賃の評価である。：七ポンド世帯主の大まかな年住居費は一一ポンド四シリングであり、職人が住居費に収入の六分の一をあてるとすると、年収は六七ポンド四シリング、あるいは週二六シリングでなければならぬ。週二六シリングという収入は、百姓や普通の肉体労働者ではよほどの者でない限りいまいが、職人や町の熟練工であれば一般に可能な収入である」と。これは彼の議會での説明であり、計算が正確か否かはともかく、長く蔵相の地位にあつたいかにも彼らしい説明であり、この計算によって、彼は、新たな選挙権拡大を望むというよりは、いかに現状を維持しようかという印象を強くおし出すかに力点をおいた。

グラドストーン案について賛否の議論の分れるところは、——グラドストンの計算にもかかわらず——データの不足、及び地方地方により相違が著るしく、画一的な扱いが容易にできないことであつた。この問題は、保守党議員においても同様である。七ポンド資格について、彼らの一人は、採決の前にこういう。「労働階級がどれぐらいのシェアをもつようになるのがわからなければならぬ。：ただ暗闇の中に飛びこめといわれるだけだ」と。ウィック案は——《アグラマイトの反逆》³¹⁾があり——結局採決で破れてしまう。改革法案の採決で破れたラッセル内閣は、解散の道を決意せず、退陣する（一八六六年）。これに代つたのが第三次ダービー（少数党）内閣（やがてデイズレリがこの後を継ぐ）である。ハイドパーク事件（七月二三—二五日）が起つたのはほどなくのことであつた。

ハイドパーク事件がどのほど改正への保守党の動きを刺戟したかを確かめることは容易ではないが、その動きがこ

の事件によって始まったのではないといえる。「ハイドパークの暴動が内閣を改正法案の準備に急がせたといえないが、それは内閣の冬眠をデイスターブした³³⁾」ではある。

ダービー首相に促がされて改正を決意し、改正に決定的に重要な役割を果すデイズレリは、かねがね改正には反対ではなかったし、そればかりか積極的に動きさえした。彼はデモクラシーを進んで促進しようとはせず、その促進には反対であったが、「デモクラシーを恐れはしなかった」のである。それゆえ、改正を自由党の独占物にしておくことはな
いと考えた。第二次ダービー内閣のとき、ダービーに促がされ、彼が改正案をつくることに決意したことにもこういう配慮があった。

一八五九年の法案は、デイズレリが「自由主義者の主張」と呼んでいるものにつき、他党の独占を打こわすことに、この時までになされた最大の成功となるべきはずのものであった³⁴⁾。

自由党の側は五〇年代既に二度選挙法改正法案を——成立させえなかったが——出しており、彼はこの面で政治のイニシアティブをとり、選挙に勝って安定した保守党内閣をつくらうとしたのである。一八五九年の彼の法案は成立しなかったが。そのためか、ダービー首相に改革の意図を告げられるまでは、彼は改革に積極的ではなくなっていた。しかし、一たん彼からその意図を告げられてからは、これを実現すべく熱烈に動き、そのためにマキアヴェリステックにさえなる。

ダービーも選挙法改正に反対ではなかった。第二次内閣の時、デイズレリに改正案作成を指示したのは彼であった。

第三次内閣を作つて早々彼は選挙法の改革を決意し、法案そのものの作成ではなく、まず、一定の改革原則の決議を先行させようとし、その決議案を下院指導者のデイズレリと共に作成した。この案の中に「労働階級に一層直接的な代表が与えられるべきであるが、何れの階級や利益に対しても、社会のじ余の部分よりも優越した力を与えることは、国の憲

法に反する」という一項目が入れられた。³⁵⁾ ダービーがこのため出発した案は、世帯主に選挙権は与えるが、同時に「複数投票制」にし、有権者の中に序列をつけるものであった。提出された『決議』案ではこうである。

複数投票の原則は、議会で採択されるなら、安定した恒久的な基礎の上にバラの選挙権問題への対応とならう。議会も国民もこれを理解しよう。³⁶⁾

それ以後の議会その外の場合での審議において、世帯主選挙権を認める場合の複数投票制の在り方にせよ、地方税納入者の場合の納入額の決定にせよ、有権者の範囲の拡大にいかにか《恒久的》な歯止めを見出すかをめぐって進められたといつてよい。ディズレリは法案提出の時の演説においてこういう。

人民の特権と民主的権利とは同じでない。：それは反対である。人民の特権は条件の大きな不平等がある社会状態と両立する。民主的権利は：それによつて規制される社会の基礎として条件の平等があるべきだとする。もし女王陛下が議会の勧告と協賛に基づき、人民の特権の自由なる方策を国民に認め下さるようなされる提案、この法案がそのような提案であるとすればその多くの規定は：慎重で賢明、しかも本質的に憲法に合するものとみられましよう。「だが」もし：それが民主的権利を与えることを目的とする方策であるとすれば、そこに含まれる多くのことは：弁護しえない不正なことでしょう。われわれはデモクラシーの下に生きているのではないし、またそう生きるのがこの国の運命であるとも信じない。³⁷⁾

ディズレリは、少数党内閣であるにもかかわらず何としてもこの重要法案を成立せしめるべく、その可能性を追求した。彼は自党内の再三の反対にも悩まされ、右に左にと案を変える。最後には世帯主選挙権を基礎にしなから、制限条項を付するといふ練に行きつく。グラドストンはこれに自から挑戦し、五ポンド地方税納入者という案を打出す。この案によるグラドストンの挑戦が破れて後、ディズレリは何としても自分が提出した案を成立させようとし、問題になった制限条項を変え、世帯主選挙権を殆ど制限なしに認めようとするのである（「直接の」³⁸⁾地方税納入）。こうして彼はマキアヴェリスティックにさえなった。

選挙法改正あるいは選挙権拡大の動きはこのように自由党内にも、また保守党内にも既に早くからあったのであり、労働者や急進派の広範な動きに直面して初めて起つたわけではない。しかも両党の改正案は選挙権拡大の限界を——労働者の——一定の層に限るということであつたのであり、この層いかんは立法の過程で自由党、保守党何れによつても、また各党内部でも盛んに論ぜられるが、拡大の限定という基本線は何れによつても守られたのである。

ダービーが最初 Дизレリに提示した案は複数投票制に結びつけられた世帯主選挙権であり、 Дизレリが以前反対していたものであつた。にもかかわらず、彼は今度はこの案で進めてゆく方針を決めた。立法の過程で彼はいく度か案を変え、一時は前年 グラドストンが提案し、彼が反対して、自由党内閣を退陣に追いこんだものに近い案（六ポンド地方税案）さえ提案しようとした。法案を通す過程で彼が示した《柔軟性》はまさに驚くべきものであり、グラドストンに、「私はこの《ヘミステリー・マン》の全生涯のうち、この時のやり口ほど驚かされたことはなかつた」とまでいわせたほどであつた。彼は改正法案の骨格が議会で支持をうける時、「いかなる場合にも政府は端的な世帯主選挙権を支持することはない」と断言した³⁹。ところが、審議が進む方向に身を任せるごとく、世帯主選挙権に変わるのである。

多数を占めたのは自由党であり、ひきつけられるのは自由主義の方向であつて、彼は慎重に考案した安全弁を一つ一つ譲歩していった。二年間の居住年限を引下げて一年にするという改正案で政府案（二年間）が破れるや、彼はすばやくそれをうけ入れた。…より重要なのは一括払い世帯主の問題であり、それは政府案の骨子をなす問題を含んでいた。彼は彼らに選挙権を与えようという修正案を打破ることができたが、次に、一括払いを非合理的なものとし、世帯主すべてに自分自ら地方税を支払うよう（一）求める修正案をうけられる。原則は救われたが、それだけのことである⁴¹。

保守党の改革案は、自由党の改革案とそれほど違ったものではなかつた。実際、極めて類似した案さえ提示されたこと

がある。グラドストーンとディズレリの向う方向は、少なくとも選挙権に関する限り、それほどの違いがあったとは思えない。ではなぜ保守党の案が通り、自由党の案が破れたのであろうか。一つには、ディズレリの執念があつたらう。

「改革法案、それも何らかの改革法案を通過させ、自分のリーダーシップを固めようとする執念と、グラドストーンを貶しめようという執念であり、このため法案を手はなすまいという決意、これが広範な選挙法改革に対する伝統的な保守党議員の反対を和らげ、急進主義者に反対する自然の同盟者をウィッグの中から引離してしまつた」のである。また一つには、議会内で（例えば地方税法などの）微細な議論が余りにも長びくことに、並の議員がうんざりし、プリリアンドであるはずの議論も耳に入らなくなり、議会外の民衆運動の状況からして、議会が何とか早く決着をつけねばならぬという精神状態になつたからであらう。こうすると、第二次選挙法制定は——第一次選挙法改正の場合のウィッグとトリーリーの対立と異り——自由、保守二党の基本原則の大きな相違を現わすものではなかつた。

《競り勝》とうとしたのはディズレリばかりではない。グラドストーンの方もそうである。一八五九年、保守党政府によつて提出された選挙法改正案を葬むつた後、彼自身一層有権者の範囲を広げる改革法案を提出した。一八五九年ある雑誌で、ディズレリを痛烈に批判した将来の保守党首相克蘭ボーン（ソールスベリ）は、このグラドストーンの行き方をも批判している。「想像しうることだが、ウィッグはだし抜かれまいとした。保守党が民主的な方向に動こうとすれば、ウィッグがその後塵を拝するなど、それにふさわしくない。政党の積極的位置は時代とともに変化するに違いないが、相互の位置は不変であるに違いない」く、こうした対処が「保守党に及ぼす結果は、所詮デモクラシーが勝利に向け一歩一歩進んで行くことになるだけ」である。一八六七年四月にはディズレリの六ポンド案に対して、直後に彼のもととの案を変えて地方税五ポンド納税者案を提出した（だが、自由党内でも十分な支持をえられず、破れた）。

一八六七年の選挙法改革は、労働階級の人數・力の増加というインパクトの下に、アリстокラシーがこれに讓歩し、

そのリスベクタブルな部分を有権者にひきいれ、譲歩の犠牲をできるだけ小さくする、という側面をもとう。しかしこのこと以上にさえ、二大政党が——民衆の運動のインパクトをうけながらではあるが——共に競い合いながら、あるいみでは《能動的》にさえ有権者の範囲を広げていったという側面が強く現われている。民衆のデモクラシーへの動きが——一時的にもせよ——抑制されたとすれば、この《能動性》は何がしかは役に立ったかもしれない。長期的には、ロウがいうように、その促進要因にはなつたとしても。実際、二党の対応はそれなりに成功したといえよう。これを示すのは、アリストクラシーのインフレンスの強い小さいバラの議席の削減を最少限にいとめえたということである。しかもこの小さいバラは、労働者が多く住む大きな産業都市に比べ、議席配分において著るしく優遇されている。改正翌年の一八六八年でみると、人口数の多いバラを順に上から一九をとつてみると、人口は五〇〇万人ほどになるが、議席はわずか四六にすぎない。これを、人口二万人以下の六八のバラの人口の合計はわずか四二万人ほどにすぎないが、議席は六八にもなる。⁴⁵ 議会は有権者資格をかなり低めながら、人口の変動による議席の再配分をあまり行なわなかつたのである。大(産業)都市は、有権者数が著るしく増加しながら、それほど議員を送り出しえない。

急進主義者や労働者はこれに不満をもたなかつたのであろうか。不満は残つたに違いない。だが、それほどの不満の噴出はなかつた。これをみると、彼らは選挙権の獲得には熱心であつたが、議会に彼らの代表を送つて国家権力を動かすということなど、熱烈に望んでいなかったとみざるをえなくなる。選挙権をうるのが権力の問題ではなかつた、とすれば、彼らはいつた何のために運動したのであろうか。一言でいえば、選挙権の獲得は、彼らがそのリスベクタビリティを公に認められ、一人前の市民として扱われたいという願ひであつたということにならう。権力の問題であるよりは、自分のリスベクタビリティが公に認められるか否かという《象徴》の問題であつたのであろう。が、彼らがこの象徴的意味に満足したということは、アリストクラシーやその体制の権威の重みを現わすといわねばなるまい。二政党

の対応の《能動性》の有効性も、これあるがゆえにありえたとはいえない。

議會を強制し社会を再調整してゆく手段としてよりは社会的承認のシンボルとして選挙権を求めるといふ改革同盟は、法案によって提起された権力の問題に対して一般に彼らが関心をもちなかつたことを示す。彼らは選挙権を求めながら、議席の再配分を問題にしなかつた。法案は、混乱したバラバラの選挙権資格をもって、国の社会的変動を十分に反映する唯一の要素として浮び上つた。他の部分、高い州の選挙資格、限られた議席再配分、マイノリティ条項は、ジェントリが彼らの議會での優位の基礎を維持するのに成功したことを示している。

労働階級、ないしその一部（特に熟練工）の政治的運動に対し、これに対応したのは、アリストクラシーがなお主流をなす議會であつた、とすれば、力を増しつつあり、またリスベクタビリティをもちつつある労働階級の動きに政治的に対応し、リスベクタブルな彼らの一部を政治的階層にひき入れたのは、——彼らよりも経済的により密接な関係にある——《ブルジョワジー》よりは、アリストクラシーであることになる。アリストクラシーは、リスベクタブルな労働階級を有権者にしながら、そのデモクラシー化を、一時的にだが、封じ込めたのである。

支配階級内での二大政党間の抗争は、対立感情がいかに激しいものであろうと、現実には一定の共通の枠組の中でのものであつた。何れもデモクラシーについて恐れを抱き、その抑制に心を用いる。ところが、政党間の抗争はより広い層への選挙権拡大の方向へとあい《競》はしめる。こうして、結果的に、デモクラシーの促進ということで一致してしまつた。このことがまた、支配層とより下の階級との間の分裂を抑止させることにもなつた。

新しい政党制に現実性を与えたのは、それが、支配階級それ自身の利益や意見のみならず、重要な中産階級の利益や意見をもとり入れるか、少くともそれらを代表したのである。やがて様々な中産階級勢力は補強のため自分たちの下にいる階級に目を向ける。アリストクラティックな政党の競争という伝統的な特徴とは、双方の側が世論に訴え、民衆の支持をうることである。政治が都市中産階級と地主のジェントリとの間の端的な対決となるのを防いだのはこれであつた。都市や田舎におけるラ

イヴァルの支配的寡頭制間にときたま羨望がみられるにもかかわらず、英国の政治社会における分裂は水平的なものであるよりは垂直的である。議会におけるウィッグとトーリーは、英国社会に深く広がった全国的な分派の頂点にあるものに外ならない。新外交使節となったギゾーが一八四〇年にロンドンに着いたとき、驚ろいたのは、政治的アリストクラシーが自分以外の階級から支持や指示をうけようとしたことであつた。その社会的地位を維持しながら、それは今日では召使であつて主人ではない。それは公的な感情や利益の通常ではあるが責任ある管理者である⁴⁷。

このことは、保守党の政党組織づくりにも現われよう。

一八六八年選挙での自由党の大勝は、自由党を十分に満足せしめるものであり、却つてその一層の組織の充実の努力を停滞せしめたのに対し、保守党はけん命な組織作りに向け努力することになつた。とりわけ自由党政府が弱体化するようになつてからはそうである。一八七〇年党事務局長となつたゴーストは全国に保守党の党組織をはり廻らすべく努力し、選挙区に保守党協会をつくらせた。協会はたいがいアリストクラティックな要素を強くもち、主として地方ジェントルマンと富裕なファーマーがメンバーであつたが、産業地帯では普通の有権者や労働者さえこれに加わつた。

ふみ出すべき第一歩は、町や州各選挙区内における地方委員会の組織化であつた。この目的を達するには国中の選挙区すべてを巡回することが必要であつた。それぞれの地区でその最も有力な保守主義者に会い、保守党の原則を広め、その地方の候補者選びを調整する委員会をつくるように説得する必要があつた。これらの委員会は設立されると直ちに保守党協会に変わった。知的な労働者にも、この協会に加わるよう容易に説得しえ、それらは現在致る所で〈保守党労働者協会〉という共通名で知られるようになっていた。州ではこれらの協会はみなアリストクラティックな性格のものであり、主として地方ジェントルマンと上層のファーマーから構成されている。しかしヨークシャーやランカシャーなどの工業地帯や、バーミンガムやシェフィールドのような大都市では、協会は驚嘆するほどはやく有権者大衆の中にも広がつて⁴⁸いる。

ゴーストの事務局就任以来、労働者からのみなる保守党組織（保守党労働者協会）から、より一般的な保守党組織（保守党協会）の中に労働者を加入させる努力がなされる。党はディズレリ自身が労働者のみからなる保守党組織には反対

説

であった(一八七三年)⁽⁴⁹⁾。一八六七年新有権者である労働者を組織化すべく構想された保守党労働者協会は、しだいに変化してゆく。『全国連合』^{ナショナルユニオン}はこうして単に労働者協会のみでなく、すべての保守党協会の連合となり、しかも選挙区では力点は新しい労働者協会と労働者クラブから、通常の——ゴーストが促進した——政党協会に移されるようになった。保守党はこうして労働階級の人々を多くひきつけることができたし、現在もそれが続いている。

註

一

- (1) 拙著『英国自由主義体制の成立』一九九二年参照。
- (2) D.Fraser, *Urban Politics in Victorian England*, 1976, p.198. ここでは、レスター、リーズ、マンチェスター、バーミンガムでのウィットンと急進主義者との抗争と妥協が述べられている。
- (3) D.A.Hamer, *Liberal Politics in the Age of Gladstone and Rosebery*, 1972, chap. 1, Sections and Interests in Liberal Politics, ex. p.26.
- (4) O.F.Christie, *The Transition from Aristocracy*, 1927, p.114.
- (5) 大法官 Lord Chancellor は除く。彼らは職務上貴族であるが、大部分中産階級出身である。以下次ページ初めまでクリスティーの著書による。 *ibid.*, pp.114-7.
- (6) F.B.Smith, *The Making of the Second Reform Bill*, 1966, p.15.
- (7) A.Trollope, *Autobiography*, 1883.
- (8) G.M.Trevelyan, *The Life of John Bright*.
- (9) John Bright, *Speeches on Parliamentary Reform*, p.387, 20 Nov. 1866. Manchester: K. Robbins, *John Bright*, 1979, pp. 70-80.

- (10) H.J.Hanham, *Elections and Party Management*, 1959, p.43.
- (11) *Ibid.*
- (12) N. Gash, *Politics in the Age of Peel*, 1953, Part.1, pp. 438-9
- (13) Dod's *Parliamentary Companion*, 'New Parliament', 1865.
- (14) Barnard Cracroft, 'Analysis of the House of Commons', *Essay on Reform*, p.164.
- (15) F. M. L. Thompson, *English Landed Society*, 1963, pp.133-4.
- (16) Lord Willoughby de Broke, *The Passing Years*, 1924, pp.57-8; Becket, *aristocracy in England 1660-1914*, 1986.
- (17) 自治都市においても、裁判官の地位は都市民の最も望むところとなったが、ここでは自由党の《政治的》選任がしばしば行われた。Fraser, *op. cit.*, p.151.
- (18) Becket, *op. cit.*, p.122.
- (19) *Ibid.*, p.124.
- (20) *Ibid.*
- (21) W.G.Lad. Becket, *Ibid.*
- (22) Becket, *Ibid.*
- (23) *Ibid.*
- (24) *Ibid.*, p.127.
- (25) *Ibid.*, p.392.
- (26) トンプソン教授は、産業家から大土地所有一門に上昇した一門として、製鉄業からのダービーズ、技師からのボウルトン、綿工業からのピール、アークライト、ファイールドン、ストラット、石炭からのリドレイ、クックソン、カスバード、醸造からのウィットブレッドとともに、マニヤル家を挙げている。Thompson, *op. cit.*, p.21.
- (27) Thompson, *op. cit.*, pp.120,129. 娘六人の中、二人は牧師に、一人はケンブリッジのトリニティの学寮長に、一人はサー・グレンザイル・テンプルの次男(九代目準男)に、一人は初代モンテューグル卿に嫁がせた。
- (28) Thompson, *op. cit.*, p.129.

- (29) P. Joyce, *Work, society, and politics : the culture of the factory in later Victorian England*, 1982 edn., pp.213-4, 217, 272-5; R.L.Greenall, 'Popular conservatism in Salford 1868-1886', *Northern History*, ix, 1974; J.C.Low, 'The tory triumph of 1868 in Blackburn and Lancashire', *HJ*, xvi, 1973; J.P.Parry, *Democracy & Religion*, 1986, pp.12-3.
- (30) M.B.Baer, 'Social structure, voting behaviour and political change in Victorian London', *Albion*, ix, 1977; Parry, *Ibid.*, p.13.
一八世紀から一九世紀にかけて、「三〇以上恐らく四〇ほどに上る人口が最も多く、経済的に最も進んだ都市において、テイセーターは有力な勢力であった」(F.O'Gorman, *The Emergence of the British Two-Party System 1760-1832*, p.78.)。それらの都市は、一つは、北西部から南西部にかけての地方にあり(プレストン、リヴァプールなどから下って、ウースター、サイレンシスター、カーマーゼンからブリストル、エクセターなど)、もう一つは、リンカン、レスター、ノッティンガム、ノリッジ、ケンブリッジ、コルチエスター、ハリッチなど東部の線上にある。O'Gorman, *Ibid.*
- (31) Fraser, *op. cit.*, pp.228-30.
- (32) F.M.L.Thompson, *Whigs and Liberals in the West Riding 1830-1860*, *E.H.R.*, vol. LXXIV, 1959.
- (33) Fraser, *op. cit.*, p.198.
- (34) Parry, *op. cit.*, pp.60-2. 例えは、フィッツウィリアム伯は、都市よりも農村を好み、中央政治での発言権よりも、地方(西ライティディングなど)での影響力の保持に力をそそいだ。これは彼の旧友フォックスと好対照をなす。E.A.Smith, *Whig Principles and Party Politics, Earl Fitzwilliam and Whig Party 1748-1833* 1975, p.5.
- (35) Parry, *op. cit.*, p.62.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*, p.60. 教授によれば、L.Mitchell, *Holland House*, 1980がそうだとする。
- (38) L.Mitchell, *ibid.*; P.Mandler, *Aristocratic Government in the Age of Reform*, 1990, chap. 2; A.Mitchell, *The Whigs in Opposition*, 1967, chap. 11. なお、上掲拙著参照。
- (39) A.Briggs, *Victorian People*, 1955, p.240.
- (40) Parry, *op. cit.*, p.65.
- (41) *Ibid.*, p.76.

- (42) *Ibid.*, p.79.
- (43) *Times*, 4 Sept. 1871, p.12. ただしタイムズは独立を宣とした。
- (44) Mandler, *op. cit.*, p.63.
- (45) Parry, *op. cit.*, pp.66-7.
- (46) *Ibid.*, p.67.
- (47) *Ibid.*, p.63. 彼らの多くはグラフトストンの指導に対する批判をもっていた。
- (48) *Ibid.*, p.79.
- (49) H. C. G. Matthew, *Gladstone 1809-1874*, 1986, chap. V, esp. pp. 128-39.
- (50) Gladstone, *Essay in Liberalism*, ed. J.S.Philimore and Hirst, 1897, p.vii; Christopher Hervie, 'Gladstonianism, the provinces, and popular political culture 1860-1906', *Victorian Liberalism, Nineteenth-century political thought and practice*, ed. R.Bellamy, 1990, p.156.
- (51) A. J. P. Taylor, *The Trouble Makers*, 1957, p.70.
- (52) Sir Henry Main, 'Radicalism, Old and New', in *St. James Gazette*, 25 June 1881; Hervie, *ibid.*, pp.153,179.
- (53) L.T.Hobhouse, *The New Liberalism*, p.102.
- (54) R.Blake, *Disraeli*, 1966, p.313.
- (55) R.Davis, *Disraeli*, 1976, p.132.
- (56) to Stanley (Derby), 1848; Davis, *ibid.*, p.90.
- (57) Blake, *op. cit.*, pp. 278-83.
- (58) *Ibid.*
- (59) Davis, *op. cit.*, pp.91-2.
- (60) *Ibid.*, p.92. ティクス教授は、ティクスレリの標的が御紳であるとするブレイク教授を批判し、御紳を中心とする村落共同体であるとするのである。
- (61) R.Stewart, 'Conservative Reaction': Lord Robert Cecil and Party Politics, "*Salisbury and his Politics*", ed. Lord Blake, 1987.

- (62) Blake, *Introduction, Salisbury and his Politics*, p.8.
(63) Davies, *Disraeli*, p.101.

11

- (1) Christie, *Transition*, p.146.
(2) *Ibid.*
(3) *Ibid.*, p.147.
(4) *Ibid.*
(5) Thompson, *op. cit.*
(6) Gladstone, 'The declining efficiency of parliament', *Quarterly Review*, xcix. 562, Sep. 1856; Matthew, *op. cit.*, p.105.
(7) Matthew, *ibid.*, p.104.
(8) *Ibid.*, p.105.
(9) Robert Lowe. Briggs, *Victorian People*, p.249.
(10) F.B.Smith, *The Making of the Second Reform Bill*, p.229.
(11) Briggs, *op. cit.*, p.240.
(12) John Bright, Speech at Albion Hotel, Manchester, 25 Sept. 1866, *Speeches on Parliamentary Reform*, p.20; Smith, *op. cit.*, p.141.
(13) Bright to G.Wilson, 18 April 1848, Fraser, *op. cit.*, p.262.

この時期選挙法改革に積極的であったのは《進歩的自由主義》派といわれる人たちで、反穀物法同盟の人たちであり、コアテンやアライト以外では、二つのタイプの人々からなっていた。北部や中部の産業地帯の商工業関係者の第二世代で、産業や都市でえられた有名な地位にふさわしい政治的地位を全国的政治、社会の場でえようとしていた。彼は全国的なエリート層との連がりは始りもたない。もう一つのグループは、安全な選挙区から選ばれてきた地方ジェントルマンたちで、

前のグループの人たちと違い、少数である。しかし議会で大胆で、いわば急進的シエントリーの伝統をひく。

- (14) *Hansard*, 3 March 1831.
- (15) *Fraser, op. cit.*, p.257.
- (16) *Ibid.*, p.260.
- (17) *Leeds Times*, 2 May, 11, 18 July, 1 Aug. 5 Sept. 1840; *Fraser, ibid.*
- (18) Samuel Smiles to Roebuck, 23 Dec. 1840; *Fraser, ibid.*
- (19) H.Stansfeld to J. B. Smith, 20 Aug. 1840; *Fraser, ibid.*
- (20) D.Read, *Cobden and Bright*, 1967.
- (21) *Fraser, op. cit.*, p.262.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, p.263.
- (24) *Smith, op. cit.*, p.29.
- (25) *Hansard*, CXIX, 252-3.
- (26) *Smith, op. cit.*, p.34.
- (27) これらの案では、四〇もの極小バラから議席をとりあげ、人口の多い州や都市にそれを移し、州、バラでの選挙資格を大幅に引下げる（バラでは一〇ポンド相当の者から五ポンド相当へと）案を構想した。 *Smith, Ibid.*, p.32.
- (28) Russel, Memo, 7 Mar. 1866; *Smith, op. cit.*, p.66.
- (29) *Smith, op. cit.*, p.66.
- (30) *Hansard*, CLXXXII, 52-3.
- (31) Butler-Johnstone, *Hansard*, CLXXXIII, 32.
- (32) *Smith, op. cit.*, pp.44, 49, 81-2, chap. 4. 神川信彦『グランドストーン』一九六七年上二四三―七ページ。
- (33) *Smith, ibid.*, p.126.
- (34) *Davis, op. cit.*, p.129.

- (35) Derby to Disraeli, 22 Dec. 1866; Disraeli Papers, 14 Derby; Smith, *op. cit.*, pp.138-9. 決議第四項。
- (36) Disraeli to Derby, 7 Feb. 1867; W. F. Monypenny and G.E.Buckle, *Disraeli*, 1910-20, vol. 2, pp.225-6; Smith, *op. cit.*, p.148.
- (37) *Hansard*, CLXXXV.6-7; Smith, *op. cit.*, p.168.
- (38) 家主が家賃と地方税を一緒にして (Compound) 借家人から徴集する場合の、借家人の地方税いかんが問題になるが、これを借家人自らが《直接》地方税を払う者に限定した。これがグラドストーンが問題にしたことへの対応となった。
- (39) 神川信彦『グラドストーン』上二六四ページ。
- (40) Smith, *op. cit.*.
- (41) Davies, *op. cit.*, p.154.
- (42) Smith, *op. cit.*, p.229.
- (43) *Ibid.*
- (44) Davis, *op. cit.*
- (45) Smith, *op. cit.*, p.240.
- (46) *Ibid.*, p.235.
- (47) Gash, *Aristocracy and People*, p.165.
- (48) H.E.Gorst, *Earl of Beaconsfield*, 126-27; Hanham, *op. cit.*, p.115.
- (49) M.Ostrogorski, *Democracy and the Organization of Political Parties*, trans. F.Clarke, 1902, I. p.256; Hanham, *op. cit.*, p.108.

松沢弘陽教授の退官を祝って